

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業給付要綱

(給付の目的)

第1条 肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和し、農業者の経営の継続と安定化を図るため、この要綱に基づき、予算の範囲内において、千葉県肥料価格高騰緊急支援事業給付金を支給する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1)「農業経営体」とは、自ら農産物の生産を行っており、農産物販売金額が年間50万円以上の農業を営む者をいう。
- (2)「認定新規就農者」とは、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (3)「肥料費」とは、作物の生育を促進するための肥料の購入費用とする。
- (4)「生産性向上に取り組む意思を有する」とは、県が定めた「生産性向上チェックシート」に記載の取組メニューの中から、今後1つ以上に取り組むものとする。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす農業経営体または認定新規就農者とする。

- (1)千葉県内に住所を有する個人事業主又は千葉県内に主たる事業所を有する法人（法人税法別表第1に規定する公共法人を除く。）であること。
- (2)申請日時点において千葉県内で営農しており、引き続き千葉県内で営農する意思を有すること。
- (3)申請日時点において、生産性向上に取り組む意思を有すること。
- (4)農業を営むに当たって関連する法令等を遵守していること。

2 前項の規定にかかわらず、給付金の支給を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、支給の対象とならない。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴力団

対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 給付金の目的に照らして支給が適当でないと知事が判断する者

(給付金の算定方法)

第4条 農業者ごとの給付金の額の算定は、令和7年の肥料費から令和3年の肥料費を減じた額に2分の1を乗じた額とする。なお、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 第1項で規定する令和7年の肥料費については、それぞれ次の書類等で確認できる肥料費の合計額とする。

(1) 農業経営体(個人事業主)

令和7年分収支内訳書又は所得税青色申告決算書

(2) 農業経営体(法人)

直近の決算書類

3 第1項で規定する令和3年の肥料費については、令和7年の肥料費に価格高騰率として0.77を乗じた額とする。

4 第2項の規定にかかわらず、令和7年途中から令和8年にかけて就農した認定新規就農者については、就農から1年を経過する日の前日又は令和8年6月30日のいずれか早い日までに発行された領収書等で確認できる肥料費の合計額とすることができる。

5 第1項の規定にかかわらず、給付金の支給は、1支給対象者につき1回限りとし、給付金の額は10万円を限度とする。

(予算上限の適用)

第5条 第4条の規定により算定された給付金の額の総計が予算の上限額を超える場合には、各支給対象者に対する支給額を上限予算に基づき比例配分するものとする。

(申請手続等)

第6条 給付金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、給付申請書兼請求書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(給付決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、書面により申請者に通知するものとする。なお、知事は、給付決定に関して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による給付金の給付決定の通知を受けた場合において、給付金の支給の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、給付金申請取下書（様式第3号）により、知事に申し出なければならない。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る給付金の給付決定はなかったものとみなす。

(帳簿及び証拠書類の保存)

第9条 申請者は、第6条に規定する書類に係る帳簿及び証拠書類を、事業の日の属する年度の終了後5年間保存し、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供せるようにしておかなければならない。

(決定の取消し等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 申請者が、法令、本要綱等又は法令若しくは本要綱等に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 申請者が、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。
 - (3) 申請者が、第3条第2項に該当する者であることが判明したとき。
- 2 申請者は、前項の規定により給付決定が取り消された場合において、給付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられるものとする。
 - 4 申請者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
 - 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。
 - 6 知事が第7条の規定による給付の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、千葉県が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(検査及び報告)

- 第11条 知事は、給付金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。
- 2 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(雑則)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給等について必要な事項は、別に定める。

附 則

本要綱は、令和7年3月27日から施行する。

附 則

本要綱は、令和7年8月5日から施行する。

附 則

本要綱は、令和8年2月18日から施行する。

附 則

本要綱は、令和8年5月22日から施行する。

様式第1号－1(要綱第6条)

記入日: 令和8年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業給付金 給付申請書兼請求書
(個人事業主)

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業給付金の支給を受けたいので、下記のとおり
申請します。

記

1 申請者欄

(フリガナ) 氏 名	姓										名										
住 所	〒				一																
	千葉県					都道府県								市区町村							
連絡先	電話番号 ※日中連絡のとれる連絡先										FAX番号 ※希望者のみ										
生年月日・性別	明・大・昭・平					年	月		日		男・女										
経営面積	合計	a																			
	田	a		畑	a		(うち施設				m)		樹園地	a							
主な作付品目 (主たる品目上位5つまで)																					
申請者と連絡先が異なる場合のみ以下ご記入ください																					
連絡先	連絡担当者氏名										続柄										
	電話番号										FAX番号										

2 給付金の申請額

肥料費※1	肥料費 × 0.23 × 1/2 ※2	申請額※3
		円

※1 令和7年の収支内訳書又は青色申告決算書等で確認できる「肥料費」相当経費
※2 要綱上の計算式は、(肥料費－令和3年の肥料費相当額(肥料費×0.77))×1/2となります。
※3 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が申請額になります。給付金の上限額は10万円です。

(裏面に続きます)

3 振込先情報(当該通帳の写しを添付してください。)

金融機関名		金融機関コード						(4桁)
本・支店名		支店コード						(3桁)
預金種別 いずれか選択	1:普通	2:当座	口座番号(※1)					(7桁)
口座名義人 (※2)	(通帳見開き) カタカナで記載							

※1 口座番号が6桁以下の場合は、はじめに「0」を記載してください。
※2 口座名義人は、原則として、個人事業主の場合は本人名義に限ります。

4 支給対象者に関する確認

①市町村から、**今年度**肥料費等に対する助成を受けていますか。

☐ 受けている(申請中を含む)※ ⇒ 市町村名と支援金名、受給額を記入してください。

市町村名	
支援金名	
受給額	円

☐ 受けていない

※市町村から、今年度肥料費等に対する助成を受けている場合、給付金額の調整を行う場合があります。

5 生産性向上チェックシート

生産性向上に取り組むメニューについて、「今後の取組」欄に1つ以上「✓」を付けてください。

今後の取組	取組メニュー		取組内容例
☐	(ア)	生産・流通コストの削減	機械の導入や集出荷経費の削減に資する資材の導入・燃油使用量削減による取組等
☐	(イ)	生産性又は品質向上に要する資材・機器等の導入	新品目・新品種の導入や肥料・農薬の低減、スマート農業機器の導入等
☐	(ウ)	土づくり・排水対策等作柄安定	土壌改良・排水対策の実施や病虫害・気象災害による被害防止対策の実施等
☐	(エ)	労働環境の改善	労働安全・ほ場環境改善・軽労化対策の導入等
☐	(オ)	経営管理の改善	法人化や雇用の導入・農福連携の取組等
☐	(カ)	流通・販売の改善	新たな販路開拓に向けた販売促進活動の実施や加工品の開発等

6 生産性向上の取組(令和7年度に支給を受けた方のみ)

- ☐ 生産性向上に取り組みました。
- ☐ 今後生産性向上に取り組む予定です。(月頃)

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業給付金 給付申請書兼請求書(法人)

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者欄

(フリガナ) 法人名										
(フリガナ) 代表者職名・氏名	代表者職名					代表者氏名(フリガナ)				
事業所所在地※1	〒				—					
	千葉				都道府県					市区町村
経営面積	合計			a						
	田	a		畑	a		(うち施設	m ²)		樹園地
主な作付品目 (主たる品目上位5つまで)										
本給付金に関する担当者の連絡先										
連絡先	連絡担当者氏名					メールアドレス				
	電話番号					FAX番号				

※1 給付決定・不給付決定通知書は、上記申請された事業所所在地(住所)、代表者様宛に送付されます。

2 給付金の申請額(法人)

肥料費※1	肥料費 × 0.23 × 1/2 ※2	申請額※3
		円

※1 直近の決算書における「肥料費」相当経費
※2 要綱上の計算式は、(肥料費－令和3年の肥料費相当額(肥料費×0.77))×1/2となります。
※3 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が申請額になります。給付金の上限額は10万円です。

(裏面に続きます)

3 振込先情報(当該通帳の写しを添付してください。)

金融機関名		金融機関コード						(4桁)
本・支店名		支店コード						(3桁)
預金種別 いずれか選択	1:普通	2:当座	口座番号(※1)					(7桁)
口座名義人 (※2)	(通帳見開き) カタカナで記載							

※1 口座番号が6桁以下の場合は、はじめに「0」を記載してください。
※2 口座名義人は、原則として申請した法人名義に限ります。

4 支給対象者に関する確認

①市町村から、今年度肥料費等に対する助成を受けていますか。

☐ 受けている(申請中を含む)※ ⇒ 市町村名と支援金名、受給額を記入してください。

市町村名	
支援金名	
受給額	円

☐ 受けていない

※市町村から、今年度肥料費等に対する助成を受けている場合、給付金額の調整を行う場合があります。

5 生産性向上チェックシート

生産性向上に取り組むメニューについて、「今後の取組」欄に1つ以上「✓」を付けてください。

今後の取組	取組メニュー		取組内容例
☐	(ア)	生産・流通コストの削減	機械の導入や集出荷経費の削減に資する資材の導入・燃油使用量削減による取組等
☐	(イ)	生産性又は品質向上に要する資材・機器等の導入	新品目・新品種の導入や肥料・農薬の低減、スマート農業機器の導入等
☐	(ウ)	土づくり・排水対策等作柄安定	土壌改良・排水対策の実施や病害虫・気象災害による被害防止対策の実施等
☐	(エ)	労働環境の改善	労働安全・ほ場環境改善・軽労化対策の導入等
☐	(オ)	経営管理の改善	法人化や雇用の導入・農福連携の取組等
☐	(カ)	流通・販売の改善	新たな販路開拓に向けた販売促進活動の実施や加工品の開発等

6 生産性向上の取組(令和7年度に支給を受けた方のみ)

- ☐ 生産性向上に取り組みました。
- ☐ 今後生産性向上に取り組む予定です。(月頃)

様式第2号（要綱第6条）

誓 約 書

私は、千葉県肥料価格高騰緊急支援事業給付金の給付申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、給付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- ・支給対象者の要件を満たしています。また、申請内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ・千葉県肥料価格高騰緊急支援事業給付金の支給を申請した者（法人その他の団体にあつては、別添役員等名簿に記載する役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が千葉県肥料価格高騰緊急支援事業給付要綱第3条第2項第1号～3号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。
- ・千葉県から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・支給対象者の要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金を返還するとともに、加算金を支払うことに応じます。
- ・本給付金の審査に必要な限度で、本給付金の申請書及び提出資料に記載された情報を、関係する行政機関（市町村等）に千葉県が提供することに同意します。
- ・本給付金の申請に係る書類及び関係する帳簿並びに証拠書類を今後5年間保存することを承諾します。

以上

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地

名 称

代表者名

※名前は自署してください。記名の場合は押印をお願いします。

※オンライン申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。

様式第2号別添

役 員 等 名 簿

番号	商号又は名称（半ｶﾅ	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾅ	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

役員等名簿には、給付金の交付を受けようとする事業を行う法人又は団体が

・その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずるもの、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。

ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本給付金の申請に関する権限又は執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することが出来る。

様式第3号(要綱第8条)

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業給付金 申請取下書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

(申請者) 千

所在地 :

名称 :

代表者職・氏名 :

令和 年 月 日付けで提出した「千葉県肥料価格高騰緊急支援事業給付金申請書」については、下記理由により取下げます。

記

取下げ理由 :